Osaka University Knowledge Archive

Title	経済発展と制度 ： 製糸業・製茶業・紡績業の歴史制度分析
Author(s)	谷山, 英祐
Citation	大阪大学, 2009, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49354
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

【３】

氏　　名	谷　山　英　祐（たにやまえいすけ）
博士の専攻分野の名称	博　士（経済学）
学　位　記　番　号	第　２２６４６　号
学位授与年月日	平成21年３月24日
学位授与の要件	学位規則第４条第１項該当 経済学研究科経済学専攻
学　位　論　文　名	**「経済発展と制度－製糸業・製茶業・紡績業の歴史制度分析－」**
論　文　審　査　委　員	（主査） 教　授　阿部　武司 （副査） 教　授　澤井　　実　　教　授　友部　謙一

論　文　内　容　の　要　旨

本論文の課題は、明治前期における日本の経済発展の要因を、制度が果たした役割に注目して分析することである。本論文では、明治期を通じて主力輸出産業であった製糸業、明治末期には輸出産業としては停滞してしまった製茶業、1900年代以降の日本を代表する産業となった紡績業を分析対象として考察が進められる。

第１章では、制度が経済発展に重要な役割を果たしたとする視点から、横浜居留地における生糸取引の制度が考察され、その検討を通じて、経済史研究上著名なトピックである「連合生糸荷預所事件」の新たな経済的意義が明らかにされる。

第２章では、明治前期の製糸業の発展において商標の設定が重要であった事実が解明され、さらに、商標が適切に保護されなかったために製糸業が衰退した事実が紹介される。そして、この商標の専用権の保護という問題に対して、適切に対処しえた群馬県とそれに失敗した福島県とでは、製糸業の発展に差が生じた事実が解明される。

第３章では、政府による制度設計の過程が、1884（明治17）年に制定された「商標条例」を事例として検討される。本章では、江戸時代以来、商標類似の制度として機能していた屋号などを、明治政府が西欧の制度の移植である「商標条例」にどのように組み込んで新たな取引制度を構築していったのかが考察される。

第４章では、製糸業とならぶ重要な輸出産業であった製茶業が取り上げられる。本章が注目したのは、海外向け製茶業と国内向け製茶業とで形成された制度が異なっていた点であり、その背景にはアメリカ市場で求められる茶が低価格品であった事実が存在したと主張される。

第５章では、東洋棉花株式会社を事例としてインド棉花市場の取引制度が分析され、東棉の奥地直買活動が効率的であった要因が、インド人社員への適切な誘因の設計にあった事実が明らかにされ、さらに、インド棉花市場自体の取引制度が効率的となっていった過程が分析される。

終章では、各章の検討を通じて得られた知見がまとめられるとともに、本論文全体を通じた結論と今後の課題が述べられる。

論　文　審　査　の　結　果　の　要　旨

本論文は、歴史制度分析のフレームに基づき、市場を円滑に作動させた制度とりわけ商標の果たした役割に着目して、戦前期日本における製糸、製茶、綿紡績という3つの重要産業の展開を新たに解釈している。これらの産業がめざましい発展を遂げた事実はこれまでにも多数の論者によって説かれてきたが、申請者は、そうした業績を十分踏まえつつ、同一産業内にも盛衰2つのタイプがあり、制度をうまく取り込めたか否かがそれを決定した事実を、史実を踏まえて鮮やかに解明した。今後は商標以外の制度にも検討の対象を拡大していくことが望まれるものの、日本の産業発展を見事に再解釈した本論文は、博士（経済学）の学位に十分値するものと判断される。